

伊勢崎市ビジネスマッチング展示会開催及び出展事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市は、中小企業者の販路拡大を支援するため、市内中小企業者等を対象とする展示会等の主催者等又は自社の製品、技術、サービス等を展示会等に出展する中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（同項第4号に規定する小売業に属する事業を主たる事業として営むものを除く。）をいう。
- (2) 本社 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書に記載された本店をいう。
- (3) 展示会 取引先の開拓及び受注機会の確保を目的に開催される展示会、見本市、商談会等をいう。ただし、広く一般に公開されないもの及び一般消費者への商品等の販売を主たる目的とするものを除く。
- (4) オンライン展示会 ウェブサイト（インターネット通販サイト、ネットショッピングその他これらに類する常設型のウェブサイト以外のものをいう。）上で行う展示会、見本市、商談会等をいう。
- (5) 展示会等 展示会又はオンライン展示会をいう。
- (6) 主催者等 展示会等の主催者及び展示会の小間を借り上げて共同出展事業を行う団体をいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開催事業費補助金
- (2) 出展事業費補助金

(補助対象者)

第4条 開催事業費補助金の補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 伊勢崎商工会議所若しくは群馬伊勢崎商工会又は金融機関（市内に本店、支店又は営業所を置く者に限る。）

(2) 市税の滞納がない者

2 出展事業費補助金の補助対象者は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に本社がある中小企業者であり、かつ、市内に事業所を有するもの

(2) 市税の滞納がない者

（補助対象事業）

第5条 開催事業費補助金の補助の対象となる事業は、展示会（30社以上の出展社を募り、その出展社のうち市内に事業所を有するものが20パーセント以上を占めるものに限る。）を補助対象者が県内で開催する事業とする。この場合において、オンライン展示会を併せて開催するときは、当該オンライン展示会を開催する事業についても、補助の対象とする。

2 出展事業費補助金の補助の対象となる事業は、主催者等が県外及び海外で開催する展示会等に補助対象者が自ら出展する事業（自社が開催し、又は共催する展示会等に出展する事業を除く。）とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助額等）

第7条 前条の経費に対する補助額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 交付申請は、同一年度において1者当たり2回を限度とする。

（申請書の様式等）

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、開催事業費補助金にあつては様式第1号、出展事業費補助金にあつては様式第2号のとおりとし、その提出時期は、当該補助事業を開始しようとする日の10日前までとする。

（記載事項）

第9条 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催事業費補助金にあつては、展示会等の開催事業計画書、展示会等のパンフレット等
- (2) 出展事業費補助金にあつては、展示会等の出展申込書の写し
- (3) 商業登記簿に係る登記事項証明書
- (4) 法人の所在証明書
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類

2 規則第4条第2項第3号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。
(交付決定通知書の様式)

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、開催事業費補助金にあつては様式第3号、出展事業費補助金にあつては様式第4号のとおりとする。
(状況報告)

第11条 補助事業者等は、市長の要求があつたときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。
(実績報告書の様式)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、開催事業費補助金にあつては様式第5号、出展事業費補助金にあつては様式第6号のとおりとする。
(添付書類)

第13条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 開催事業費補助金にあつては、開催に伴う経費の支払を証する書類
- (2) 出展事業費補助金にあつては、出展に伴う経費の支払を証する書類
- (3) 展示会等の資料、写真等

(報告書の提出時期等)

第14条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止の場合を含む。第16条第2項において同じ。）後30日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第15条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、開催

事業費補助金にあつては様式第7号、出展事業費補助金にあつては様式第8号のとおりとする。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、補助事業等の効果を検証するために必要があるときは、補助事業者等に対して、書類等の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(書類の経由)

第18条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、産業経済部企業誘致課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

補助金の種類	区分	細区分	摘要
開催事業費 補助金	会場使用料	展示会の会場となる施設の借上げ又は利用に係る経費	出展社からの出展料、協賛金その他の収入がある場合は、補助対象経費の合計額から差し引くものとする。
	設営及び事業費用	会場設営、装飾、電気、水道、照明、音響設備等の工事に係る経費	
		什器、備品、看板、機材等の借上げ又は購入に要する費用	
		ウェブサーバの借上げ又は利用に係る費用	
	周知費用	ポスター、チラシ等の印刷製本費、ウェブバナー等の作成に係る費用	
		広告宣伝費	
	その他	その他市長が特に必要と認める経費	
出展事業費 補助金	小間料及びブース賃借料	出展小間料、出展料金等（出展に当たり基本となる経費）	中小企業者が主催者等

	(オンライン展示会にあつては、登録料、参加料等)		へ直接支払うものに限 り、補助対 象経費の合 計 額 が 75,000 円 を 超える場合 に限る。
	出展負担金	負担金の名目で納める出展料	
	展示装飾費 (オンライン展示会にあつては、当該オンライン展示会で使用するコンテンツ作成費)	ブースの装飾費用	
	備品借上料	ブース内で使用する備品の借上料	

別表第 2 (第 7 条関係)

補助金の種類	補助率	補助限度額
開催事業費補助金	1 / 2 以内	500,000円
出展事業費補助金	2 / 3 以内	200,000円